

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第十四条の二 正規の勤務時間以外の時間における勤務については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。ただし、医業に従事する医師については、この限りでない。

第十七条中「職員の休暇については、」の次に「次条に定めるものを除き、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（年次休暇の時季指定）

第十七条の二 管理者は、年次休暇が十日以上与えられた職員に対して、付与日から一年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち五日（職員が請求して年次休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を五日から控除した日数）について、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。

2 前項の規定による時季指定は、職員の意見を聴取し、その意見を尊重して行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、四月一日以外の日が基準日（一の年における年次休暇を付与することとされている日をいう。以下この項において同じ。）である職員に係る年次休暇は、この規程の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の第十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。